

「久御山町子どもの未来魅力化条例（案）」に関する意見の募集について

令和7年11月

未来社会の担い手であり、地域の宝であるこどもが、権利を尊重され、安全安心な環境のもとそれぞれの夢や希望を持ち、未来に向かって力強く成長することは、私たち町民の願いです。しかしながら、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は社会の変遷とともに急速に変化し、貧困、虐待、不登校、ヤングケアラーなどこどもの抱える困難は重なり合い、深刻化しています。

町では、子どもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、その将来に夢や希望を持ちつづけ成長していけるよう、まち全体「オール久御山」で支援することにより、全てのこどもたちの未来が魅力的なものとなることをめざし、条例を制定するものです。

このたび、「久御山町子どもの未来魅力化条例（案）」を作成しましたので、広く皆さまからの意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和7年11月27日（木）～令和7年12月24日（水）【必着】

2 対象者

町内在住・在勤・在学の人、町内に事務所または事業所がある法人等、
町税の納税義務者、条例（案）に利害関係を有する人

3 閲覧方法

役場学校教育課、役場情報公開コーナー、ゆうホール、総合体育館、いきいきホール、荒見苑、クロスピアくみやま、あいあいホールで閲覧できます。

また、町ホームページでも閲覧できます。

4 ご意見の提出方法

町ホームページのWEB回答フォームから回答してください。

または、各公共施設または町ホームページに配置の意見募集用紙に記入して、提出箱に投函又は役場学校教育課へ持参・ファクシミリ・郵送・課宛メールしてください。
任意の用紙でも可能ですが、「久御山町子どもの未来魅力化条例（案）に関する意見」と明記し、意見・氏名（法人等にあっては名称及び代表者名）・住所・連絡先を記入の上、提出してください。電話や匿名での提出はできません。予めご了承ください。

5 その他

いただきましたご意見は回答と合わせ、後日町ホームページ上で公表します。個別での回答はいたしかねますので、ご了承ください。

なお、個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき厳重に保護・管理いたします。

« お問い合わせ先 » 久御山町教育委員会学校教育課

TEL 075-631-9974 / 0774-45-3917

FAX 075-631-6129

e-mail gakkyo@town.kumiyama.lg.jp